



阿蘇市へ引っ越して来た時の主な手続

平成30年5月 作成



手続が必要な場合	手続き概要	担当窓口
市外から阿蘇市へ引っ越して来た	<p>転入届 引っ越してから14日以内に手続きしてください。 本人確認書類(運転免許証等)が必要です。 前住所地発行の転出証明書が必要です。(マイナンバーカード・住民基本台帳カードを利用して転入を行う場合は、カードと暗証番号が必要です。) 代理人が手続する際は、委任状も必要です。</p>	市民課
マイナンバーカード、通知カード、住民基本台帳カードを持っている	○マイナンバーカード、通知カード、住民基本台帳カード 記載されている住所に変更があった場合、カードに変更した事項を記載する必要があります。届出は本人又は本人と同一の世帯の方に限ります。なお、その際は4桁の暗証番号の入力が必要です。(通知カードは除く)	
印鑑登録をする	印鑑登録の申請 転出した時点で前住所地の印鑑登録は廃止されます。 本人確認書類(運転免許証等)及び実印が必要です。本人以外が申請する場合、又本人確認書類の違いにより手続きが異なります。事前にお尋ねください。	
犬を飼っている	犬の登録事項変更届 前住所地で交付された鑑札が必要です。	
全ての方	ごみ収集カレンダーをお渡します。	せいかつえいせい 生活衛生係
第2号被保険者(会社員、公務員など)、第3号被保険者(扶養に入っている配偶者)の方は、勤務先で手続きをお願いします。		ほけん課
国民年金、厚生年金を受給している	被保険者住所変更届 日本年金機構に住民票コードが収録されている場合原則不要です。 提出先は年金事務所ですが届出用紙は市役所にあります	
国民健康保険に加入している	引き続き国民健康保険に加入する手続	
65歳以上	介護保険証の再交付手続	
介護認定を受けている	引き続き介護認定を受ける手続	税務課
後期高齢者医療に加入している	引き続き後期高齢者医療に加入する手続 県外から転入した場合、前住所地交付の負担区分証明書等が必要です。	
妊娠している、就学前のお子様がいる	母子健康手帳、予防接種及び各種健診についてご案内します。	
各種健診を受診したい	各種健診についてご案内します。	
阿蘇市に土地・家屋を持っている	住所変更の手続	資産税係
排気量125cc以下のバイク、小型特殊自動車(農耕用・その他)を持っている	軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書の提出	市民税係
市税の口座振替を希望する	振替の相談、申込み 申込用紙は市役所及び各支所ならびに阿蘇市内の金融機関に用意してあります。	収税係
市営住宅へ入居したい	入居の手続(新規の申し込みは、様々な条件のもと、抽選による入居者選考を行っています。なお、阿蘇市では市外からの申し込みを制限していません。)	住環境課
市営住宅への転居・転入する	同居承認の手続き 転居・転入される方の所得証明が必要です。	
坂梨地区、古城地区、中通地区に住む(水道)	地区の財産区委員または、財政課管財契約係に水道に関する届け出が必要です。	財政課
上記以外の地区に住む(水道)	給水・開栓の手続	水道課
公立小、中学校に通っている子供がいる	転校の手続	教育課
区へ加入したい	区は、生活環境の維持など様々な取組みを行っている一番身近で欠かせない自治組織です。転入時に区長名簿をお渡しますので、直接区長へお電話ください。区長より広報誌等が配付されます。	総務係
防災行政無線戸別受信機の設置を希望する	防災行政無線戸別受信機の設置の申し込み(災害時の緊急放送を受信できます)	防災交通係
お知らせ端末(IP告知放送用)の設置を希望する	お知らせ端末設置の申し込み(行政情報やイベント情報、災害時の緊急放送を配信します。端末同士では無料の通話ができます。)	情報管理室
光インターネット希望する	阿蘇インターネット光の申し込み	

手続が必要な方	手続き概要	担当窓口
就学前のお子様がいる	乳幼児医療費の助成を受けるための手続	こそだてしえん 子育て 支援係
小学生・中学生の児童がいる	児童医療費の助成を受けるための手続	
児童手当を受けている	引き続き児童手当を受給するための手続 家庭状況により必要書類が異なりますので詳細はお尋ねください。	
児童扶養手当を受けている	引き続き児童扶養手当を受給するための手続 家庭状況により必要書類が異なりますので詳細はお尋ねください。	
母子家庭、父子家庭などのひとり親家庭	ひとり親家庭医療費の助成を受けるための手続 所得制限があります。	
保育園・認定こども園に入園を希望する	入園の相談、申請	
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳を持っている	手帳の住所変更手続	福祉 課
重度心身障害者医療費の助成を受けている	引き続き重度心身障害者医療費の助成を受けるための手続	
自立支援医療など医療給付制度を受けている	引き続き自立支援医療など医療給付制度を受けるための手続	
障害児福祉手当、特別障害者手当を受けている	引き続き手当を受給するための手続	
障害福祉サービスを受給している	引き続き障害福祉サービスを受給するための手続	
特別児童扶養手当を受給している	引き続き特別児童扶養手当を受給するための手続	
図書館を利用したい	図書館を利用するための手続 阿蘇図書館 (0967) 32-0067 一の宮図書館 (0967) 22-2916	そごうふくし 総合福祉係
地域の中核病院を知りたい (救急病院はあるのか)	阿蘇医療センター (市外局番0967) 外来予約 32-0319 地域医療連携室 34-0463 緊急外来 0967-34-0311	

※内牧支所、波野支所でも手続きができるものがあります。詳しくは、各担当窓口へお尋ねください。

担当窓口一覧 (市外局番0967)

代表(総務課)	22-3111	内 牧 支 所	32-1111	波 野 支 所	24-2001
市 民 課	22-3135	住 環 境 課	22-3169	教 育 課	22-3229
ほ け ん 課	22-3145	財 政 課	22-3204	総務課情報管理室	22-3253
一の宮保健センター	22-5088	水 道 課	22-3196	福 祉 課	22-3167
税 务 課	22-3148				

市役所以外の主な手続

手続項目	手続概要	手続・連絡先
引 っ 越 し ご み	引っ越した際に出たごみの搬入	未来館 32-5353
運 転 免 許 証	住所変更	阿蘇警察署 0967-22-5110
軽 自 動 車	車検証の住所変更	軽自動車検査協会 熊本事務所 050-3816-1758
自 動 車	車検証の住所変更	国土交通省九州運輸局熊本運輸支局 (代表) 096-369-3188
郵 便 物 の 郵 送	転居届(ハガキ)	最寄りの郵便局に備え付けてある転居届(ハガキ)を記入の上、ポストへ投函
電 気	電気の使用開始	各事業者の営業所などへ連絡
ガ ス	ガスの使用開始	各事業者の営業所などへ連絡
淨 化 槽	浄化槽の使用開始	一の宮地区 有限会社阿蘇清掃社 0967-22-0572
		阿蘇地区 有限会社阿蘇管理センター 0967-32-1500
		波野地区 有限会社 大阿蘇清掃社 096-279-3220
N H K 受 信 料	受信契約	0570-077-077 (ナビダイヤル)
金融機関、郵便局	通帳等の住所変更	各金融機関及び郵便局へ

※平成30年5月現在の主な項目について掲載しています。窓口、電話番号や手続き概要等は変わることありますので、ご了承ください。